

# 夢さぼーと通信



Vol. 66

2017年“秋号”



LLC 夢さぼーとIT 三島労務管理事務所（大阪機械器具卸商協同組合顧問） 〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-1-1  
堺筋千鳥ビル 804号 TEL:06-6209-4161 FAX:06-6209-4162 E-mail:office@yume-it.biz HP:http://www.yume-it.biz

—News Topics—

- 全世代対応型社会保障制度に備えて・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- おしえてQ&Aシリーズ（24）  
「産休（産前産後休業）・育休（育児休業）に対する社会保障制度について」・・・・ P2
- 社会保障協定について ～海外出向者等の社会保障～  
第15回（再開第3回）：二重加入の防止措置について②・・・・・・・・ P4
- ミスが多いのは、だれのせい？・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- 読者のコーナー「75歳で剣道六段に合格！」（枸杞 勝史 さん）・・・・ P6



## 全世代対応型社会保障に備えて

特定社会保険労務士

キャリアコンサルタント 三島 佐智

こだわりの強さと妥協しない性格は、年を重ねても変わらない。現在92歳の伯父は、まさにそういう人です。

7年前に配偶者を見送った後は一人で生活していますが、伯父の身体の状態といえば、腰が悪く、立つか寝るかの姿勢しかとれません。施設に入ることを勧めた事もありましたが、人と気軽に話しができないタイプで、更には食に対するこだわりも強いため、施設での共同生活は無理だと判断し、最後まで一人で在宅生活を続ける覚悟をしたようです。

在宅診療やデイサービスの手配は全て一人で進めてきました。そして、いつ何があっても周りが困らないように、自宅の整理や遺言などもしっかり準備をしています。

呆けることが一番怖いと言って、自分でiPadを操作し、ベッドで日々脳トレに励んでいます。

訪問リハビリを申込み、週に1回、理学療法士の人から、歩き方や大声を出して歌を歌う指導してもらい、そのお陰で、姿勢も良くなり電話の声にも張りができました。

訪問サービスに来てくださる方々から、食に関する情報について興味を持って聞き、美味しい食材の最新情報を常に把握しています。

研究者だった伯父は、昔から難しい気質の人という印象があり、私にとっては遠い存在でした。でも、一人暮らしになってからは、ちょくちょく様子を見に自宅へ行くようになり、伯父とゆっくり話しをする中で、その生きる姿勢に触れる機会が増えました。身体の調子が悪くても一切弱音を吐かず、退化を防ごうと懸命に努力する姿から、“人間の身体は使ってこそ衰えない”ことに気付かされます。

ところで、話は変わりますが、今、政府は「全世代対応型社会保障」への移行を検討しており、社会保障に関する世代間の公平性の実現を目指しています。そうなりますと、私達には益々健康維持が求められるようになりますね。

健康寿命を延ばすためには、一人ひとりがその事を強く決意し、日常生活の中で出来ることを続けること。簡単なようで難しい、でも一番効果のある方法だと、伯父を見ていて思いました。



本シリーズでは、日頃弊所に寄せられる質問の中から、皆様にもお伝えしたい内容を整理して、ご紹介しています。

「産休（産前産後休業）・育休（育児休業）に対する社会保障制度について」



当社では、小規模なこともあって、今まで社員が育児で休むということはありませんでしたが、今度、初の産休・育休取得者が発生することになりました。ただ、こういったケースは初めてなので、社会保険や雇用保険にどのような制度があり、どのように処理を進めてゆけば良いのか、把握できていません。そこで、産休・育休取得者に対する社会保険・雇用保険の諸手続きについて教えてください。



産休・育休取得者に対する社会保障制度（社会保険・雇用保険の諸手続き）については次のような制度があります

《用語の説明》

・産前産後休業（産休）

「出産予定日」以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から、「実際の出産日」後56日までの取得可能な休業。  
※参考：全国健康保険協会 産前産後期間計算ツール (<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/hayami.html>)

・育児休業（育休）

原則として子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）まで取得可能な休業のこと。なお、一定の要件を満たせば子が1歳2ヶ月になるまで（パパママ育休プラスの場合）、あるいは子が1歳6ヶ月（待機児童となった場合）になるまで延長可能（平成29年10月1日施行の改正法により、1歳6ヶ月まで延長してもなお、待機児童の状況が解消されない場合は、更に子が2歳になるまで延長可能な制度が新設）。

1. 産休期間に関する手続き

活用できる制度とその概要	会社の事務担当者が処理すべき時期	届出先
<p>①産休期間中の社会保険(健康保険・厚生年金保険)料の免除申請</p> <p>産休期間中について、申出ることにより、産休開始月から終了日翌日の属する月の前月までの社会保険料が本人負担分、会社負担分ともに免除されます。</p>	<p>出産予定日が確定し、本人から産休取得の申出があったら速やかに</p>	<p>事業主から日本年金機構(年金事務所)</p>
<p>②出産育児一時金の支給申請</p> <p>出産は、基本的に傷病ではないため、その費用は3割負担ではなく全額自己負担となってしまいますが、その代わりとして、申請することで一児につき42万円（産科医療保障制度加入医療機関以外で出産した場合は40.4万）の一時金が、健康保険から支給されます。</p>	<p>直接支払制度・受取代理制度・産後申請のいずれかの方法により申請</p> <p>※いずれの方式を取るにしても本人と医療機関等の間で進める手続きのため会社はタッチせず</p>	
<p>③出産手当金の支給申請</p> <p>産休期間中であって休業により賃金を得られない時は、被保険者が申請することで出産手当金が支給されます。</p> <p>※一部賃金の支払いがあっても、手当金が支給される場合がありますが、紙幅の関係でここでは省略します。</p> <p>〈産休期間中について1日当たり〉 支給開始日の以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額 ÷ 30 × (2/3)</p>	<p>本人が支給を希望する任意の期間(産前分、産後分など複数回に分けて申請することも可能)経過後速やかに</p>	<p>本人または事業主から協会けんぽ等の保険者</p>

## 2. 育休期間に関する手続き

活用できる制度とその概要	会社の事務担当者が 処理すべき時期	届出先
<b>①育休期間中の社会保険(健康保険・厚生年金保険)料の免除申請</b> 産休期間と同様、育休期間中についても、申し出ることにより、育休開始月から終了日翌日の属する月の前月までの社会保険料が本人負担分、会社負担分ともに免除されます。	実際の出産日以降で育休取得の申出があったら速やかに	事業主から 日本年金機構 (年金事務所)
<b>②育児休業給付金の支給申請</b> 育休期間中であって休業により賃金を受けられないときは、被保険者が申請することで、雇用保険制度から育児休業給付金が支給されます。 ※一部賃金の支払いがあっても、給付金が支給される場合がありますが、紙幅の関係でここでは省略します。 (支給される額) $\text{休業開始前6ヶ月の賃金の総支給額} \div 180 \times 67\% \text{ (休業開始から181日以降は50\%)}$	<<初回>> 育休開始から2ヶ月経過したら速やかに  <<2回目以降>> 2ヶ月毎の申請で、各支給申請期間が経過したら速やかに	本人または 事業主から ハローワーク

## 3. 育休(産休後に育休を取らずに復帰した場合は産休)期間終了後の手続き

活用できる制度とその概要	会社の事務担当者が 処理すべき時期	届出先
<b>①育休(または産休)終了時の標準報酬月額改定</b> 育休(または産休)から復職後、しばらくの間短時間勤務等により賃金が低下する場合、随時改定に該当しなくても、申請することで標準報酬月額の改定を行うことができます。この改定によって、実際の報酬に応じた保険料負担となります。	復職月の翌々の給与支給日以降速やかに	事業主から 日本年金機構 (年金事務所)
<b>②養育期間の標準報酬月額の特例申出(従前標準報酬月額みなし措置)</b> 本来、給与の低下により標準報酬月額が低下した場合、将来の年金額にも影響しますが、3歳未満の子を養育する期間中については、例外的に、申請することで標準報酬月額が低下した場合であっても、従前の厚生年金保険料を納めているものと見なしてもらうことができます。 (実際に給与の低下が無くても、将来給与の低下があった場合に備えて事前に申請しておくことも可能)	上記の手続き等、給与低下による標準報酬月額の改定に関する申請をする時と同時に	事業主から 日本年金機構 (年金事務所)

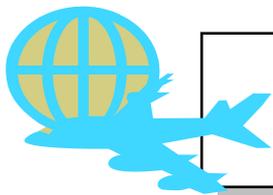
### <<最後に、Aさんのケースで、手続き流れを確認しておきましょう>>

Aさん：産休後、継続して子が1歳になるまで育休を取得し、復職後はしばらく短時間勤務で就業する場合  
 ※出産育児一時金については、いずれの方式を取るかで時期が異なってきますので、下記では省略します。

- ◆産休に入ったら ⇒ 『1-①』
- ◆産休期間が終わったら ⇒ 『1-③』 (全期間まとめて1回で請求する場合)
- ◆育休に入ったら ⇒ 『2-①』
- ◆育休期間に入って2ヶ月が経過したら ⇒ 『2-②』
- ◆以降、育休期間が終わるまで2ヶ月毎に ⇒ 『2-②』の繰り返し
- ◆育休期間が終わり復職月の翌々の給与支給日以降 ⇒ 『3-①及び3-②』

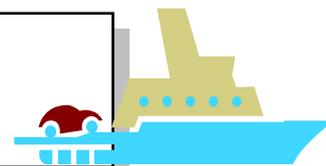


なお、各申請手続きの詳細等は紙幅の関係で省略させていただきましたので、具体的な要件や実際の届出・申請方法、添付書類等については上記の各届出先の窓口にご確認ください。



## 社会保障協定について ～海外出向者等の社会保障～

### 第15回（再開第3回）：二重加入の防止措置について②



前回は、社会保障協定の二重加入の防止について、防止措置の対象となる日本国及び相手国の社会保障制度をお伝え致しましたが、今回は、では、どのような要件に基づいて自国、あるいは一方の相手国の社会保障制度に加入することになるのかをお伝えします。

#### 1. 海外派遣者に加入すべき社会保障制度 ～原則的な二重加入の防止の基準～

海外派遣者が協定を締結している相手国に派遣される場合は、原則的には、当初の「派遣期間の見込み」によって、下記の通り取扱いが決まります。ただし、特別な取り扱いを定めている相手国(後述2.に記載)については、この限りではありませんので、ご注意ください。

派遣期間	加入する制度
5年以内の見込み（一時派遣）	自国の制度に加入
5年以内と見込んでいた派遣期間が、予見できない事情で5年を超える場合	原則は相手国の制度に加入 ※ただし、申請し両国政府が認めれば、協定で定める期間の範囲で自国の制度に継続して加入できます。なお、延長が認められる場合の要件及び最長期間については、相手国によって異なります。
5年を超える見込み（長期派遣）	当初から相手国の制度に加入
5年を超えると見込んでいた派遣期間が、予定変更等により5年を超えなかった場合	当初から相手国の制度に加入 ※あくまで「派遣期間の見込み」を基準として取扱いが決まるため、実際の派遣期間が5年を下回ったとしても、その長期派遣という取扱いが変わることはありません。

※派遣期間のインターバル（前の派遣期間の終了から次の派遣期間の開始までの間隔）については、原則、一時派遣（5年以内）が終了し一度帰国すれば、次の一時派遣（5年以内）の派遣先が同じ相手国であっても、また、インターバルがどれほど短くても、相手国での社会保障制度の加入免除を受けることができます。ただし、前回の一時派遣（5年以内）終了後の日本への帰国が、単に派遣期間をリセットし相手国での加入免除を延長したいという目的の場合は、このような取扱いは認められません。

#### 2. 特別な取り扱いを定めている相手国

##### ① 派遣期間の特別な取り扱い ……☛ ドイツ、オーストラリア、スロバキア（※スロバキアは未発効）

相手国がドイツの場合は、協定において「60 暦月ルール」という特別な取り扱いを定めており、「派遣期間の見込み」に関係なく、派遣期間の最初の 60 暦月は自国の制度にのみ加入し、相手国の制度への加入が免除されます。また、派遣期間の数え方について、原則は日単位での計算ですが、ドイツの場合は暦月単位での計算になります（例：2010年1月1日から2014年12月31日まで→60 暦月、2010年1月2日から2015年1月1日まで→61 暦月 ※どちらも原則通りの日単位での計算なら、派遣期間は丁度5年となります）。

また、相手国がオーストラリア、スロバキアの場合も、協定においてドイツの場合と似たルールを定めており、「派遣期間の見込み」に関係なく、派遣期間の最初の5年間は相手国の制度への加入が免除されます。ただし、派遣期間の計算については、原則通り日単位です。

##### ② インターバルの特別な取り扱い ……☛ フランス、オランダ、ブラジル

相手国がフランス、オランダまたはブラジルの場合、協定においてインターバルの特別な取り扱いを定めており、一時派遣（5年以内）による相手国での加入免除を受けた場合、前回の一時派遣の終了から1年以上のインターバルを置かなければ、再度同じ相手国へ派遣される場合、一時派遣（5年以内）であっても相手国での加入免除を受けることはできません。

※上記以外にも、細かな点で原則とは異なる取り扱いを定めている相手国や事項はありますが、紙幅の関係でここでは省略していますので、その点ご了承ください

こんにちは。今回は、業務のミスについて考えます。



# ミスが多いのは、だれのせい？



例えば、今年入社した社員のなかで

いつもケアレスミスをする人と、ミスらしいミスをしたことのない人の差はどこにあるのでしょうか？

同じように教えたはずなのに…。これは性格のせい？

■ここに、よく見聞きするミスをしないための工夫を記載します。

ミスをしないための工夫	理由
①常に整理整頓	整理整頓ができていないと、 ・探すという行為に時間をとられて慌てる ・他のもので代用するために不安定な要因をかかえたまま仕事をする
②メモを活用	聞いただけでは忘れてしまうもの
③仕事の優先順位を考え、素早く処理させる	仕事量の把握ができる ・手短かにできる仕事から着々と終わらせる ・確認する機会がつかれる ・焦りにくい
④確認をこまめにする	思い込み&うっかりの防止

…と、まず上の①～④は、皆様もよく目にする項目ですよ？

では、以下の⑤～⑧も良く知られている項目ですが、それらをさらに掘り下げて考えます。

⑤報告、連絡、相談	ミスの未然防止、ミスの最小限化
-----------	-----------------



そもそも、業務を丸投げしたっきり。報告、連絡、相談をしづらいような雰囲気はありませんか？

⑥仕事ができる人の作業方法を学ぶ	上司や同僚は、ミスをしないためにどのような工夫をしているのかを知る
------------------	-----------------------------------



教育時間は足りていますか？明らかに知識が未熟であることをわかっているのにフォローや声掛けが不足していませんか？

⑦上司、同僚、部下、顧客など相手の立場を考える	まわりがよく見えず、視野が狭まっている時ほどミスをしやすい
-------------------------	-------------------------------



一方的に仕事を与え、社員を追い込んでいませんか？

⑧チーム全体の仕組み改善を提案させてみる	ミスしない仕組みづくりをする
----------------------	----------------



アイツはいつもミスをするからダメなんだ!ではなくて、そもそもミスを誘発するような手続きや仕組みになっていないでしょうか？

ミスは確かに本人の不注意ということも多いですが、上の⑤～⑧(①も)は、職場の雰囲気や指示の与え方の改善によって減らすことができます。全員参加でミス防止が出来る雰囲気の良い職場にしてゆきたいですね。

(湯口)





## 「75歳で剣道六段に合格！」

読者のコーナー



枸杞 勝史 さん

4月29日に京都市立体育館で行われた剣道六段の審査会で合格し剣道六段を取得しました。

六段以上はいわゆる師範格で、稽古道場を設立して剣道連盟に加入するときには、六段以上の指導者が必要とされています。従って六段以上の人は別格の目で見られるので、いつも段位にふさわしい風格を持った稽古をしなければいけないといわれています。

私が剣道を始めたのは34歳の時、今75歳ですから40年かかって六段に到達しました。元来運動神経は鈍く、また現役時代は単身赴任10年、超多忙な働き蜂時代約15年などを乗り越えて続けて来ましてから、まあよく頑張ったといえるのかもかもしれません。審査は実技（試合）審査が2試合行われ、合格者は日本剣道形の審査を受けてこれにも合格すればオーケーとなります。合格率は15～20%で、特に高齢者の合格率は10～15%程度です。従って決して名誉段というものではなく相当な修練を積むことが必要です。

私がお世話になっている道場の稽古は土、日の2回、別に入っている団体の稽古を入れても月10回程度ですから、稽古回数は決して多くありません。そこで私は基本打ちを徹底的に反復練習しようと考え、この1年間、家の門柱（高さ170cm）を相手と見立ててのメン打ち、コテ打ち、コテメン打ちを中心に毎日約1時間自主稽古を行いました。試合を想定して気迫を込めて相手を攻め、相手が起こる（反応して打って出ようとする）瞬間を先に打つ。この単純な動作の繰り返しです。

その成果あってか、当日の実技試験は2試合ともただ無心になって対応することができました。そうすると2試合ともある瞬間打突すべき相手の部位（今回はメンやコテ）がまるでズームアップされたように見え、体は無心で動いて相手のメンやコテを正しく捉えていました。何か自分が自分でないような気分で、終わったときは先輩諸氏からも「よく攻め、いいところで打突出来ていた」と褒めていただきました。

先にお話しした通り、私は34歳から3人の子供と一緒に剣道を始めて40年になります。今回の六段への兆戦通じて体得したことは、「基本が第一」「継続は金」ということもうひとつ「決して諦めないこと」でした。私のように運動能力にさして優れていない高齢者でも、継続して基本中心に諦めずにコツコツと稽古を積み重ねることにより、本番の審査でこれが自分かと思うような大きな力を得られたということです。

残念ながら私には残された時間が少ないですし、何歳まで稽古を続けられるかわかりませんが、これからも基本中心の稽古に日々努力していこうと思っています。剣道七段への兆戦には6年間の修行が必要で、81歳以降になるそうです。

（う～んキビシイ！）



読者のコーナーでは、枸杞さんが71歳の時、お孫さんと剣道の稽古をされている様子をご報告していただきました。その後春・秋（年2回）の受験を納め、この度、晴れて6段に合格されました！本当におめでとうございます！！

向上心の強い枸杞さんは、75歳から、新たなジャンルで、資格取得にチャレンジされるとのこと。次回の報告を楽しみにしていただき、(み)

【読者のページは、皆様の趣味や会社のPRにお使いいただき、読者間の情報交換・交流の場になることを願って設けたものです。是非、皆様からのメールやFAX、お手紙をお寄せ下さい！！】